

平成20年6月13日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2時25分 開議)

(出席議員)

- |     |    |     |
|-----|----|-----|
| 1番  | 南  | 政夫  |
| 2番  | 橘  | 照茂  |
| 3番  | 下池 | 外巳造 |
| 4番  | 須磨 | 隆正  |
| 5番  | 越後 | 敏明  |
| 6番  | 田中 | 正文  |
| 7番  | 寺岡 | 真貴子 |
| 8番  | 富澤 | 軒康  |
| 9番  | 櫻井 | 俊一  |
| 10番 | 林  | 一夫  |
| 11番 | 松浦 | 恒義  |
| 12番 | 戸坂 | 忠寸計 |
| 13番 | 小田 | 芳治  |
| 14番 | 辻  | 武美  |
| 15番 | 久木 | 拓栄  |
| 16番 | 木村 | 正男  |
| 17番 | 山本 | 辰榮  |
| 18番 | 稲村 | 幸雄  |

(議案説明のため出席した者の職氏名)

- |        |      |
|--------|------|
| 町長     | 細川義雄 |
| 副町長    | 坪野高志 |
| 副町長    | 綱木常一 |
| 総務課長   | 木坂孫信 |
| 富来支所長  | 金谷昭一 |
| 企画財政課長 | 新木利夫 |
| 情報推進課  | 宮本俊一 |
| 税務課長   | 藤田好博 |

住 民 課 長	田 村 実
子育て支援課長	狩 野 博
健康福祉課長	柴 田 一 廣
生活安全課長	横 川 外 治
商工観光課長	富 樫 一 就
農林水産課長	播 磨 外喜夫
建 設 課 長	西 清 一
上下水道課長	平 野 敏 一
富来病院事務長	大 村 英 信
会 計 管 理 者	小 山 剛
教 育 長	青 山 源 隆
学校教育課長	向 畠 登
生涯学習課長	小 谷 正 衛

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	中 村 久 明
書 記	西 清 孝

(議事日程)

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 町長提出 報告第1号ないし第14号及び議案第46号  
ないし第49号 (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第3 町長提出 議案第50号ないし議案55号  
(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の  
閉会中の継続審査の件

---

( 開 議 )

林 一夫議長 これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

## 日程第1. 諸 般 の 報 告

林 一夫議長 日程に入り、諸般の報告を行います。  
諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。  
諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2. 町長提出 報告第1号ないし第14号及び議案第46号ないし第49号

( 委員長報告、質疑、討論、採決 )

林 一夫議長 続いて、町長提出 報告第1号ないし第14号及び議案第46号ないし第49号を一括して議題といたします。

以上の各案の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 越後 敏明 君。

越後 敏明総務 はい、議長。

常 任 委 員 長 総務常任委員長報告をいたします。

平成20年第2回の定例会において、総務常任委員会に付託されました報告6件、議案1件について、9日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、報告第1号「平成19年度一般会計補正予算（第8号）」については、事業費の確定及び精算等に伴うものが主な内容であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決した次第であります。

審議に際し、委員からは町有財産売り払いの基準及び考え方、また、今後の地区自治振興基金、特別財政基金の積み立ての方針、並びに地籍調査事業に伴う固定資産税額の推移についての質問があり、それぞれ町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、報告第9号「平成19年度ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）」については、事業費の確定及び精算等に伴うものが主な内容であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決した次第であります。

続きまして、報告第10号「石川縣市町村職員退職手当組合規約の変更」については、組合の構成員である「白山石川医療施設組合」が「白山石川医療企業団」に名称を変更したことによる規約の変更であるとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、報告第11号「税条例の改正」については、地方税法の改正に伴うものであり、個人住民税に係る寄付金税制、いわゆるふるさと納税制度の導入による改正、また、公益法人制度改革への対応、固定資産税における住宅税制、公的年金からの特別徴収制度の導入などを内容とした改正との説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって承認すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは公益法人制度改革の影響についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けたほか、ふるさと納税にかかる寄付金の取扱について、早期の方針の決定及び議会への説明の要望がありましたことを申し添えいたします。

続いて、報告第13号「都市計画税条例の改正」については、地方税法の改正による適用条項の移動に伴う改正であるとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、報告第14号「手数料条例の改正」については、戸籍法及び住民基本台帳法の引用条文の改正に伴う改正であるとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって承認すべきものと決しました。

続いて、議案第46号は、「町職員等の旅費に関する条例の改正」については、外国へ出張の際に支給される「支度料」について、以前から運用を見合わせており、社会情勢の変化等にかんがみ、条例中から削除するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員長報告といたします。

林 一夫議長 教育民生常任委員長 橘 照茂 君。

橘 照茂教育 はい、議長。

民生常任委員長 教育民生常任委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました、報告5件について、11日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報告第1号ないし第3号及び第8号につきましては、平成19年度の一般会計及び特別会計の補正予算であります。

報告第1号は一般会計補正予算(第8号)、報告第2号は国民健康保険特別会計補正予算(第5号)、報告第3号は老人保健特別会計補正予算(第2号)、報告第8号は介護保険特別会計補正予算(第4号)であり、各会計の補正内容はいずれも、事業費の確定及び精算等に伴うものとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって、承認すべきものと決した次第であります。

審議に際し、一般会計では委員からは郡市広域圏事務組合負担金及び旧小中学校管理費、また、国民健康保険特別会計では一般被保険者国民健康保険税、及び第三者行為に基づく損害賠償納付金、並びに納税奨励金について、介護保険特別会計では給付費減少の要因についての質問がなされ、それぞれ担当課長から詳細な説明を受けるとともに、廃校となった学校の電気契約の見直しについて指摘がありましたので併せて申し添え致します。

次に、報告第12号「国民健康保険税条例の改正」については、後期高齢者医療制度の開始に伴う課税限度額の変更及び被扶養者に対する減額措置などを内容とした改正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員長報告といたします。

**林 一夫議長** 産業建設常任委員長 富澤 軒康 君。

**富澤 軒康産業** はい、議長。

**建設常任委員長** 産業建設委員長報告をいたします。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました、報告5件、議案3件について、10日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報告第1号及び第4号ないし第7号については、平成19年度の一般会計及び特別会計の補正予算であります。

報告第1号は一般会計補正予算(第8号)、報告第4号は農業集落排水事業

特別会計補正予算(第6号)、報告第5号は公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)、報告第6号は地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算(第6号)、報告第7号は簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)であり、各会計の補正内容はいずれも、事業費の確定及び精算等に伴うものとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって、承認すべきものと決した次第であります。

審議に際し、委員からは農業委員報酬の減額理由、農業集落排水事業での指定業者新規登録料、公共下水道事業費の減額理由等について質問がなされ、担当課長から詳細に説明を受けたほか、地域し尿処理施設の水質検査の確認について要望がありましたことを申し添えいたします。

続いて、議案第47号ないし議案第49号の町道路線の認定は、先の第1回定例会の時に現地確認も行い規定の条件に適合していることを確認済みであり、野畑線、的場線、広域農免連絡線の3路線を新たに町道として認定し、道路行政の拡充を図るものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

また、その他の件としまして、付託案件ではありませんが、平成19年度一般会計補正予算(第8号)の農林水産業費繰越明許費補正について、担当課長より詳細な説明がありましたので、ご報告いたします。同じく、付託案件ではありませんが、町道認定要望個所として2路線の現地確認を行っております。

以上、産業建設常任委員長報告といたします。

林 一夫議長 委員長の報告を終わります。

---

( 質 疑 )

林 一夫議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

林 一夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 討 論 )

林 一夫議長 これより、以上の各案に対する討論に入ります。

(発言なし)

林 一夫議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

( 採 決 )

林 一夫議長 これより、採決いたします。  
まず、町長提出 報告第1号を採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。  
本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立 17名)

林 一夫議長 起立全員。  
よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。  
次に、町長提出 報告第2号ないし第9号を一括して採決いたします。  
以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。  
以上の各件は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。  
よって、以上の各件は、委員長報告のとおり、承認されました。  
続いて、町長提出 報告第10号を採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。  
本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。  
次に、町長提出 報告第11号を採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。  
本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。  
続いて、町長提出 報告第12号を採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

次に、町長提出 報告第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 報告第14号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

次に、町長提出 議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第47号ないし第49号を一括して採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は委員長報告のとおり、可決されました。

### 日程第3. 町長提出 議案第50号ないし第55号

(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

林 一夫議長 次に、本日町長から提出のありました、議案第50号ないし第55号に対する提案理由の説明を求めます。

細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

去る6月3日に提出いたしました案件に追加して、本日提案することをお認めいただきました工事請負契約の締結6件について、ご説明申し上げます。

まず、議案第50号の工事請負契約の締結については、平成20年度公共下水道事業管路工事(中央75工区)について、大島地内の1,203メートルで下水管を布設するもので、松谷建設株式会社 代表取締役社長 小山 昌男と4,144万5,600円で請負契約を締結するものであります。

議案第51号の工事請負契約の締結については、平成20年度公共下水道事業管路工事(中央76工区)について、大島地内の1,433.05メートルで下水管を布設するもので、池田建設工業株式会社 代表取締役 池田 等と4,088万7千円で請負契約を締結すねものであります。

議案第52号の工事請負契約の締結については、平成20年度公共下水道事業管路工事(中央北部1工区)について、川尻・神代地内の1,075.5メートルで下水管を布設するもので、南建設株式会社 代表取締役 北 省一と3,938万8,650円で請負契約を締結するものであります。

議案第53号の工事請負契約の締結については、平成20年度公共下水道事業管路工事(中央北部2工区)について、神代地内の894.5メートルで下水管を布設するもので、大和建设株式会社 代表取締役 池田 征舟と7,747万9,500円で請負契約を締結するものであります。

議案第54号の工事請負契約の締結については、平成20年度公共下水道事業管路工事(富来24工区)について、富来領家町地内の1,239.6メートルで下水管を布設するもので、大和建设株式会社 代表取締役

池田 征舟と4,709万3,550円で請負契約を締結するものであります。

議案第55号の工事請負契約の締結については、平成20年度公共下水道事業管路工事（富来25工区）について、富来領家町地内の667.3メートルで下水管を布設するもので、寺井建設株式会社 代表取締役 寺井 裕と6,545万7,000円で請負契約を締結するものであります。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

林 一夫議長 説明を終わります。これから、町長から提出のあった議案第50号ないし第55号に対する質疑を許します。

（発言なし）

林 一夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

#### （委員会付託）

林 一夫議長 お諮りいたします。

各案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

#### （ 討 論 ）

林 一夫議長 これより、各案に対する討論に入ります。

（発言なし）

ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

#### （ 採 決 ）

林 一夫議長 これから、町長提出 議案第50号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

（起立 17名）

- 林 一夫議長 起立全員。よって、本案は原案のとおり、可決されました。  
次に、町長提出 議案第51号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。  
(起立 17名)
- 林 一夫議長 起立全員。よって、本案は原案のとおり、可決されました。  
続いて、町長提出 議案第52号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。  
(起立 17名)
- 林 一夫議長 起立全員。よって、本案は原案のとおり、可決されました。  
次に、町長提出 議案第53号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。  
(起立 17名)
- 林 一夫議長 起立全員。よって、本案は原案のとおり、可決されました。  
続いて、町長提出 議案第54号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。  
(起立 17名)
- 林 一夫議長 起立全員。よって、本案は原案のとおり、可決されました。  
次に、町長提出 議案第55号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。  
(起立 17名)
- 林 一夫議長 起立全員。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

---

#### 日程第4. 議員派遣の件

- 林 一夫議長 続いて、全国原子力発電所立地市町村議会議長会主催のサミットへの議員派遣の件を議題といたします。  
議員派遣の件については、お手元に配布のとおり、派遣することにしたと思います。ご異議ありませんか。  
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)
- 林 一夫議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配布のとおり派遣することに決しました。

---

日程第5. 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の

閉会中の継続審査の件

林 一夫議長 続いて、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

( 閉 議 ・ 閉 会 )

林 一夫議長 以上をもちまして、本日の日程をすべて終了し会議を閉じます。

これをもちまして、平成20年第2回志賀町議会定例会を閉会いたします。

(午後2時51分 閉会)

---

## 議長報告

### 1. 議長報告第13号

閉会中継続審査について

- ①議会運営委員会委員長
- ②産業建設常任委員会委員長
- ③総務常任委員会委員長
- ④教育民生常任委員会委員長

### 2. 議長報告第14号

委員会審査報告

- ①総務常任委員会委員長
- ②産業建設常任委員会委員長
- ③教育民生常任委員会委員長

### 3. 議長報告第15号

所管事務調査通知及び委員派遣承認要求書

- ①総務常任委員会委員長
- ②教育民生常任委員会委員長
- ③産業建設常任委員会委員長

### 3. 議長報告第16号

入札結果報告について

(平成20年6月 5日 4件)

(平成20年6月10日 8件)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長

志賀町議会議員

志賀町議会議員